

見 積 書 提出期限		令和 7 年 5 月 7 日		午後 3 時		0 7 1 0 1 0		様式 2 (表)		収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する																																																	
事業請負見積書 令和 年 月 日 大阪市 契約担当者 大阪市東住吉区長 様 住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名 印 下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。 <table><tr><td>見積金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>契約金額</td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円</td></tr><tr><td colspan="12">☐ 免税事業者</td></tr></table> 契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。 記												見積金額				百万				千			円	契約金額				百万				千			円	☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円												☐ 免税事業者											
見積金額				百万				千			円																																																
契約金額				百万				千			円																																																
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円																																																											
☐ 免税事業者																																																											
事 業 名 称		「東住吉区防災マップ」印刷等業務																																																									
履 行 期 限		契約後 30 日				履 行 場 所		本市指定場所																																																			
履 行 方 法		別紙仕様書のとおり				そ の 他																																																					
明 細 書	名 称		形 状・寸 法・摘 要						数 量																																																		
	別紙のとおり																																																										
(見積条項) 裏面のとおり																																																											
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の 5 / 100 以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度		会計																																																		
							款																																																				
							項																																																				
							目																																																				
							節																																																				
用途								細節																																																			
摘要																																																											
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案 令和 . .																																																				
							決裁 令和 . .																																																				
							第 号																																																				

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。

（2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 業務名称

「東住吉区防災マップ」印刷等業務

2 履行期限

契約締結日から 30 日

3 業務内容

(1) 既存の東住吉区防災マップの時点修正、校正、カラーカンブの作成、完成データ及び保存用データの作成、提出、印刷、納品及び打合せまでの一切。

契約締結後速やかに編集から校了・納品にかかるスケジュールを「6 担当者」と協議すること。

(2) 修正等

ア 資料提供

契約締結後、当区から既存のマップデータ ((PDF・AI ファイル) 及び紙媒体を提供する。

イ 修正

【表面】 『個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの』の高齢者用品欄「☐高齢者手帳」を削除

『「非常備蓄品」』欄の下部、●ふだんから食べなれた・・・役立てましょう。をふだんから食べなれていたり、食物アレルギー等対応の・・・役立てましょう。に修正

『上記』の下、「ローリングストック法で・・・、ふだんから食べなれた・・・ができます。」を、「ローリングストック法で・・・、ふだんから食べなれていたり、食物アレルギー等対応の・・・ができます。」に修正

【裏面】右肩部の日付の『2025 年（令和 7 年）1 月』を『2025 年（令和 7 年）4 月』に修正

(3) 印刷

ア 数量 20,000 部

イ 刷色 両面 4 色フルカラー

ウ 紙質 上質紙 白 104.7 g / m² (四六判 : 90 kg)

エ 仕上寸法 展開 A 2 から A 4 仕上げ 十字折 (折方は別途指示)

オ 印刷方法 オフセット印刷

4 成果物及び納品

ア 成果物

マップ 20,000 部について、200 部一括りで梱包し、汚れや損傷などを来さないように措置を講ずること。

イ データ

電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に格納し、納品すること。なお、電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使用しウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための措置を講ずること。

【完成データ】

ＡＩデータでアウトライン済み、アウトライン前のもの。再編集可能なデータで、ファイル圧縮はしないこと。

【ホームページ掲載用データ】

両面合わせて２ＭＢ未満のＰＤＦファイル、片面それぞれ２ＭＢ未満のＰＤＦファイル
ＰＤＦファイルにはトンボは含まないこと。

文書のプロパティの「概要」において、タイトル、作成者、サブタイトル、キーワードの欄は空白であること。

ウ 納入場所

東住吉区役所 区民企画課 ５階 54 番窓口（大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 1 3 番 4 号）

5 特記事項

- ・ 契約締結後、速やかに印刷日程等の調整について、下記「6 担当者」と打ち合わせを行うこと。
- ・ 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- ・ 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 当区が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後すみやかに返却すること。
- ・ 成果物にかかる使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。
- ・ 納入前に作成された印刷物のデータ等を引き渡すよう本市から依頼のあった場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- ・ 本仕様書の疑義については、見積までに下記担当者に確認すること。なお、契約後の疑義については、本市の解釈とする。
- ・ 契約時と納品時に別添の「資材確認票」を提出すること。
- ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」、別添の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- ・ 契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。

6 担当者

東住吉区役所区民企画課 担当：狩森
大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 1 3 番 4 号
電話番号 06-4399-9915

あらかじめ避難行動について考えておきましょう！

災害が起こったとき、移動に危険が伴う場合や自宅が堅牢な建物の場合、避難所への避難だけではなく「在宅避難」や「分散避難」も選択肢に含め、それぞれの状況にあった避難方法を考えることが大切です。

また、1人では安全な場所に避難することが困難な方は「個別避難計画」を作成しておくことも一つの方法です。

個別避難計画の詳細はこちら



災害発生

風水害や地震等により、自宅に浸水や倒壊のおそれがありますか？

はい

安全な場所に親類宅や知人宅はありますか？

はい

分散避難
親類宅や知人宅へ避難

いいえ

在宅避難
自宅を安全に確保

いいえ

避難所へ避難
感染予防対策をして避難所へ避難

はじめましょう！「ローリングストック」

食べる



「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。

買い足す

備える

- 費用、時間面で、普段の買い物の範囲でできる
- 買い置きのスペースを少し増やすだけで済む

防災情報を入手しましょう

テレビ・ラジオ・インターネット



災害時に
テレビのデータ放送
(リモコンのdボタン)
で防災情報を確認できます。

緊急速報メール・エリアメール



災害情報や避難情報等を
一斉伝達します。
06-6210-3899
へ電話をかけると
もう一度内容を
確認できます。
(通話料がかかります)

屋外スピーカー

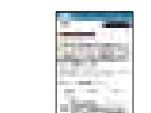


防災情報の入手先 (二次元コード)

大阪防災アプリ
気象情報や地震情報はもちろん、マップ上で災害時避難所など避難情報の確認ができます。



大阪市危機管理室(X)
大阪市内の災害時の情報や防災情報を発信しています。



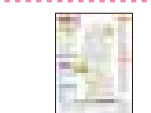
市民防災マニュアル
災害から身を守る日頃の備えや災害に対する正しい知識を学ぶことができます。



東住吉区水害ハザードマップ
お住いの地域がどのような水害の危険性があるのか確認ができます。



東住吉区防災マップ
東住吉区防災マップをインターネットでご覧になることができます。



東住吉区

防災マップ

災害時に備え、非常持ち出し品や避難場所・避難方法などについて確認しておきましょう！

「非常持ち出し品」・「非常備蓄品」の準備・点検を！

避難が必要になったときにすぐに持ち出せるよう普段から、準備・点検をしておきましょう。

「非常持ち出し品」(避難が必要ときに最初に持ち出すもの)

貴重品

- ☐ 現金(公衆電話用に10円玉も)

飲料水・非常食

- ☐ 缶入り乾パン
- ☐ 飲料水(500mlペットボトル)

救急袋

- ☐ 毛抜き
- ☐ 消毒薬
- ☐ ガーゼ(滅菌)
- ☐ 包帯
- ☐ 脱脂綿
- ☐ ばんそうこう
- ☐ 三角巾
- ☐ 常備薬・持病薬など

衛生用品

- ☐ マスク
- ☐ アルコール消毒薬
- ☐ 体温計
- ☐ 台所用洗剤
- ☐ 手洗い洗剤

情報・照明

- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 懐中電灯(できれば1人に1つ)
- ☐ ローション
- ☐ 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー

生活用品

- ☐ ライター
- ☐ 十徳ナイフ
- ☐ 軍手・手袋
- ☐ ロープ
- ☐ 簡易トイレ※1
- ☐ トイレ用ペーパー
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ レジャーシート
- ☐ サバイバルブランケット
- ☐ タオル
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 筆記用具
- ☐ 油性マジック(太)
- ☐ 布製ガムテープ
- ☐ ポリ袋
- ☐ ラップ(止血・食器覆い用)
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品・貴重品

- ☐ 預貯金通帳
- ☐ 運転免許証
- ☐ 鍵(自宅・車等)
- ☐ パスポート・在留カード・特別永住者証明書
- ☐ 予備メガネ・コンタクトレンズ等
- ☐ お薬手帳
- ☐ 義歯
- ☐ マイナンバーカード

赤ちゃん用品

- ☐ 粉ミルク
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ おやつ
- ☐ スプーン
- ☐ 洗浄綿
- ☐ 紙おむつ
- ☐ 毛布
- ☐ パスタオル
- ☐ おんぶひも
- ☐ 玩具
- ☐ 母子手帳
- ☐ ベビーカー

高齢者用品

- ☐ 高齢者手帳
- ☐ 予備メガネ
- ☐ おむつ
- ☐ 看護用品
- ☐ 着替え
- ☐ 持病薬
- ☐ おしりふき

女性用品※2

- ☐ 生理用品
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ おりものシート
- ☐ 中身の见えないごみ袋
- ☐ 防犯ブザー／ホイッスル

- リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。
- 家族構成を考え必要最小限に絞り込み、一度背負ってみましょう。また、少なくとも年に一度は点検しましょう。

※あくまで目安です。
自分で持って避難できる量にしましょう。



「非常備蓄品」(災害復旧までの数日間に必要なもの)

飲料水・非常食

- ☐ 飲料水(1人一日3ℓを目安に)
- ☐ 非常用給水袋・給水タンク
- ☐ アルファ米
- ☐ 乾パン
- ☐ パン缶
- ☐ インスタントラーメン
- ☐ 缶詰
- ☐ レトルト食品
- ☐ スープ
- ☐ 味噌汁
- ☐ 塩
- ☐ ビスケット
- ☐ キャンディ
- ☐ チョコレート

生活用品

- ☐ タオル
- ☐ バスタオル
- ☐ 毛布
- ☐ 雨具
- ☐ ラップ
- ☐ アルミホイル
- ☐ 血(紙・ステンレス)
- ☐ スプーン
- ☐ フォーク
- ☐ わりばし
- ☐ コップ(紙・ステンレスなど)
- ☐ 卓上コンロ
- ☐ ガスボンベ
- ☐ 固形燃料
- ☐ 鍋
- ☐ やかん
- ☐ 石炭
- ☐ 簡易トイレ※1
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉・洗口液
- ☐ ドライシャンプー
- ☐ トイレ用ペーパー
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ウェットティッシュ

衣類

- ☐ 上着
- ☐ 下着
- ☐ 靴下

- ☐ マスク
- ☐ アルコール消毒薬
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 予備電池
- ☐ 安全ピン
- ☐ 携帯電話の充電器・モバイルバッテリー
- ☐ 新聞紙(保温・火種などに)
- ☐ 使い捨てカイロ

その他

- ☐ ブルーシート
- ☐ キャリーカート
- ☐ (給水所から給水袋や給水タンクを運ぶ際に使用)
- ☐ 布製ガムテープ
- ☐ (荷物の整理・止水・ガラス等の補修)

- ※1 簡易トイレには排泄処理セットを含む。
- ※2 災害の「備え」チェックリスト(首相官邸HP)より抜粋
- 避難後に少し余裕がでたら安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、自宅避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えましょう。
- ふだんから食べなれた常温保存が可能な食品を、少し多めに買い置きし、非常時に役立てましょう。
- ローリングストック法で買い置きをすると、ふだんから食べなれた食品を「非常食」にすることが出来ます。

地震が発生したときは…

揺れている! 地震だ! どうしたらいい?

- 落ち着いて、まずは身の安全を!
- 火に近づかない!



揺れがおさまってから

- ストープやアイロンを切り、ガスの元栓をしめましょう!
- テレビ・ラジオをつけ、情報を入手しましょう!
- 避難先と安全な避難ルートを確認しましょう!
- 避難するときは頭上に気を付けて、履きなれた靴で安全を確認しながら移動しましょう!

雷が発生したときは…

雷が次々と近くに落ちている! どうしたらいい?

- 屋外にいるときは、すぐに建物や自動車の中に避難を!
- 近くに建物がない場合は、できるだけ体を低くし、傘などの持ち物は頭や身体より低く!
- 樹木や電柱などから4m以上離れましょう!



台風が来そうなときは…

台風が発生! どうしたらいい?

- テレビ・ラジオをつけ情報を入手し、台風の進路・勢力に応じて行動しましょう!



3日前

- ▶ 台風の進路を確認
- ▶ 避難する場合の避難先を確保
- ▶ 備蓄品の確認・準備

2日前

- ▶ 台風の進路・勢力を確認
- ▶ 避難先を検討(自宅に留まるか親類・知人宅等へ避難か)

1日前

- ▶ 暴風域に入る時間を確認
- ▶ 断水に備える(水を浴槽・バケツなどに貯める)
- ▶ 家の周りを点検(物干し竿を下ろす、植木鉢等を屋内に入れる、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るなど)

12時間前

- ▶ 気象情報・河川情報・避難情報の収集
- ▶ 避難先への避難準備
- ▶ 家の周りや備蓄品の最終点検

6時間前

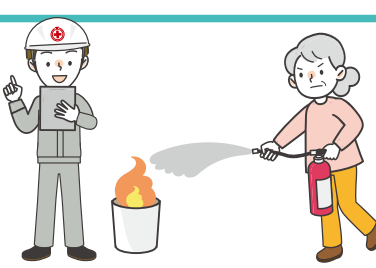
- ▶ 暴風や大雨に備え不要不急の外出は控える
- ▶ 避難先へ避難完了

最接近

- ▶ 安全な場所で避難
- ▶ ライフラインの途絶に備える(懐中電灯・携帯電話などをすぐ使えるようにしておく)

地域の防災活動に参加しましょう!

地域の防災訓練などは自主防災組織や地域防災リーダーの皆さんが中心となって行われています。災害時に被害を軽減するためには、お互いの協力と助け合いが不可欠です。地域の防災活動に積極的に参加しましょう。



災害への備えが大事です

- 家族との連絡方法、安否確認方法を確認しておきましょう
- 災害時避難所・避難ルートを確認しておきましょう
- 「非常持ち出し品」と「非常備蓄品」を準備しておきましょう
- 家の内外の危険箇所や家財をチェックしておきましょう
- 水害ハザードマップで自宅の浸水程度を把握しておきましょう



水害が発生しそうなときは…

河川が氾濫しそうだ! どうしたらいい?

- 河川には絶対近づかない!
- テレビ・ラジオをつけ情報を入手し、河川ごとの警戒レベル(裏面参照)に沿って行動しましょう!



警戒レベル1 早期注意情報(気象庁発表)

警戒レベル2 洪水注意報、大雨注意報等(気象庁発表)

警戒レベル3 危険な場所から高齢者等が避難(市が発令)

警戒レベル4 危険な場所から全員避難(市が発令)

警戒レベル5 緊急安全確保(市が可能な範囲で発令)

- 避難先と安全な避難ルートを確認しましょう!
- 避難するときは3階以上の建物へ、履きなれた靴で安全を確認しながら移動しましょう!
- 浸水が始まったら、命を守る行動に全力を傾けましょう!



地域防災活動の要「地域防災リーダー」

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災意識のもとに、災害に強いまちづくりに向けて、平成8年7月に「地域防災リーダー」が組織化されました。地域防災リーダーは、地域防災活動の要・共助の要として、日頃からボランティアで活動しています。大規模災害時には隣接住民の先頭に立って初期消火救出救護活動を行うリーダーとして、平常時には防災点検・防災啓発を行い、また防災訓練を繰り返し行うことで、防災に必要な知識や技術を習得するために取り組んでいます。

地域防災リーダーの詳細はこちら



防災

東住吉区

マップ

いざという時のため、避難所・避難ルートを確認しておきましょう。

一時避難場所
(東住吉区内)

災害等の危険を回避するために
一時的に避難する公園など

災害時避難所 1～12・14～23 も一時避難場所です			
名称	所在地	名称	所在地
山坂公園	山坂2-19	田辺公園	駒川3-10
育和公園	杭全8-5	北田辺公園	北田辺1-8
平野白鷺公園	今川6-7	わかば公園	今川4-12
酒君塚公園	鷹合2-5	照ヶ丘矢田公園	照ヶ丘矢田1-16
駒川公園	駒川12-3	つくし公園	今川4-1
鷹合公園	鷹合4-5	矢田中公園	矢田3-5
桑津東公園	桑津4-10	北田辺中公園	北田辺3-6
駒川北公園	駒川11-20	矢田中央公園	矢田4-10
桑津北公園	桑津1-12	矢田教育の森公園	工事中
桑津公園	桑津3-6	矢田6公園	矢田6-9
今川公園	今川4-23	大和川東公園	矢田5-7
中野町公園	中野1-8	東田辺公園	東田辺1-16
南百済公園	中野3-10	公園南小公園	公園南矢田2-2
今林公園	今林4-4	北田辺4公園	北田辺4-2
矢田公園	住道矢田1-7	湯里の森公園	湯里5-7
桔木町公園	公園南矢田4-22	田辺中公園	田辺6-9
矢田東公園	住道矢田2-11	西浦池グラウンド	住道矢田3-9
矢田部公園	矢田1-22	東田辺さくら公園	東田辺1-11
矢田西公園	公園南矢田3-17	東田辺中央公園	東田辺3-4
矢田河原田公園	住道矢田6-8	針中野わくわく公園	針中野1-16
桔木南公園	矢田7-6	今五児童遊園	西今川3-16
矢田住道公園	照ヶ丘矢田3-11	針中野東公園	針中野4-12
うるし堤公園	今川1-1	住道南公園	住道矢田9-1
杭全西公園	杭全4-3	東住吉スポーツセンター	公園南矢田4-30-3

広域避難場所	同時多発火災が発生し 人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適した大きな公園など
名称	
長居公園	
百済貨物ターミナル駅	

関係機関のお問合せ先

火災・救急・救助 119

警察への通報 110

東住吉区役所(防災担当) 06-4399-9909

東住吉区役所矢田出張所 06-6692-1341

東住吉区保健福祉センター 06-4399-9882

東住吉警察署 06-6697-1234

東住吉消防署 06-6691-0119

水道(お客さまセンター) 06-6458-1132

下水道(平野管路管理センター) 06-6705-0342

道路(建設局平野工芸所) 06-6705-0102

ごみ(環境局中部環境事業センター) 06-6714-6411

関西電力 0800-777-3081

大阪ガス 0120-0-19424

NTT 113

東住吉区社会福祉協議会 06-6622-6611

大和川右岸水防事務所 06-6694-0271

大和川河川事務所 072-971-1381

水害時避難ビル (東住吉区内)	河川氾濫等の水害が発生した際に 直ちに身を守るために高所へ避難が可能な建物
災害時避難所 1～21 も水害時避難場所です	
名称	所在地
1 市営公園南矢田住宅 2号館	公園南矢田4-6
2 市営長居東住宅 1～3号館	矢田1-15ほか
3 市営矢田中住宅 1～4号館	矢田6-11ほか
4 市営矢田部住宅1～4・15～17号館	公園南矢田1-18-20ほか
5 市営住道矢田住宅1号館	住道矢田3-1-1
6 特別養護老人ホーム ゆめあまみ	矢田7-6-10
7 在宅介護ステーション せいりょう	公園南矢田4-10-6
8 障がい者支援施設 ヴァンサンクの郷	公園南矢田3-13-22
9 特別養護老人ホーム かつろぎ	公園南矢田1-4-17
10 サービス付き高齢者向け住宅 介護付き有料老人ホーム 北田辺輝きの郷	北田辺1-9-9



災害時避難所	宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設
名称	東住吉区
1 育和小学校	
2 桑津小学校	
3 北田辺小学校	
4 田辺小学校	
5 南田辺小学校	
6 東田辺小学校	
7 南百済小学校	
8 湯里小学校	
9 鷹合小学校	
10 今川小学校	
11 矢田北小学校	
12 矢田東小学校	
13 府立東住吉支援学校	
14 矢田西小学校	
15 田辺中学校	
16 東住吉中学校	
17 白鷺中学校	
18 中野中学校	
19 矢田中学校	
20 やたなか小中一貫校 (矢田小学校・矢田南中学校)	
21 矢田西中学校	
22 大阪芸術大学短期大学部	
23 城南学園	
24 早川福祉会館	
25 ヤンマースタジアム長居 (長居陸上競技場)	
26 ヤンマーフィールド長居 (長居第2陸上競技場)	
27 ヨドコウ桜スタジアム (長居球技場)	

東住吉区近隣 災害時避難所	住吉区
28 大阪府教育センター附属 高等学校	
29 東我孫子中学校	
30 苅田北小学校	
31 長居小学校	
32 大阪学芸高等学校	

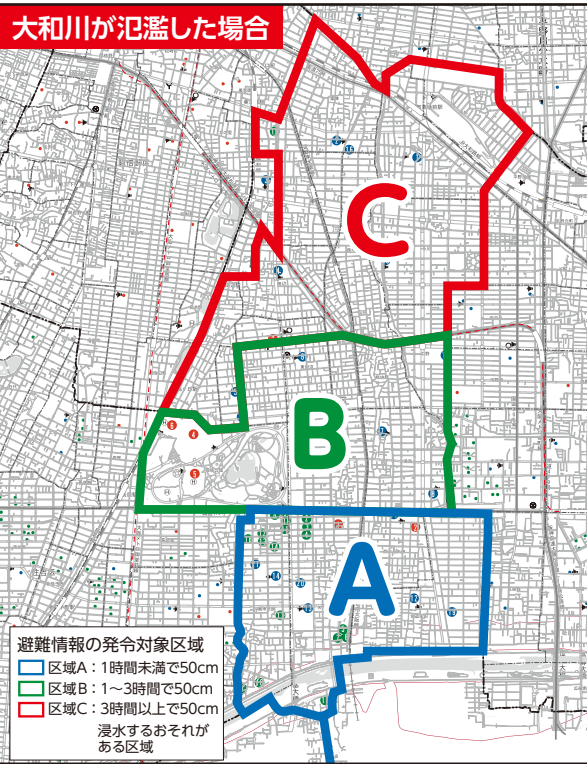
名称	阿倍野区
33 昭和中学校	
34 明浄学院高等学校	
35 文の里中学校	
36 あべの翔学高等学校	

名称	生野区
37 アブロードインターナショナルスクール 大阪校(もと林寺小学校)	
38 大阪自動車整備専門学校 (もと生野南小学校)	
39 異南小学校	

名称	平野区
40 新平野西小学校	
41 平野中学校	
42 府立東住吉高等学校	
43 瓜破西小学校	
44 瓜破西中学校	

名称	松原市
45 天美小学校	
46 天美西小学校	

河川名	観測基準点	対象区域	警戒レベル3 (高齢者等避難)	警戒レベル4 (避難指示)	警戒レベル5 (緊急安全確保)
大和川	柏原	区域A 公園南矢田、住道矢田、 照ヶ丘矢田、矢田	● 4.96mに到達し、さらに上昇見込 ● 急激な水位上昇により氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)が発表されたとき	● 5.54mに到達 ● 急激な水位上昇により氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)が発表されたとき	● 6.69mに到達若しくは、河川が氾濫またはそのおそれが高まったとき ● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき
		区域B 鷹合、東田辺2・3丁目、駒川4・ 5丁目、針中野、中野3・4丁目、 南田辺3・5丁目、長居公園、湯里	● 5.54mに到達 ● 急激な水位上昇により氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)が発表されたとき	● 6.69mに到達若しくは、河川が氾濫 及びそのおそれが高まったとき	● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき
		区域C 区域A・B及び山坂1丁目、 北田辺3・5丁目を除いた地域	● 6.69mに到達若しくは、河川が氾濫 またはそのおそれが高まったとき	● 堤防決壊若しくは、 そのおそれが高いとき	● 区域Cへ浸水が拡大するおそれがある場合
西除川	布忍橋	矢田7丁目	● 3.70mに到達し、さらに上昇見込	● 4.00mに到達	● 5.06mに到達若しくは、河川が氾濫またはそのおそれが高まったとき ● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき
平野川	剣橋	今林、杭全6～8丁目	● 3.92mに到達し、さらに上昇見込	● 4.16mに到達	● 4.40mに到達若しくは、河川が氾濫またはそのおそれが高まったとき ● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき
平野川 分水路	今里 大橋		● 3.40mに到達し、さらに上昇見込	● 3.85mに到達	● 4.63mに到達若しくは、河川が氾濫またはそのおそれが高まったとき ● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき
寝屋川	京橋		● 3.14mに到達し、さらに上昇見込	● 3.32mに到達	● 3.50mに到達若しくは、河川が氾濫またはそのおそれが高まったとき ● 堤防決壊若しくは、そのおそれが高いとき



作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

(会社名)

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

(○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OP ニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準（要求内容）
製版		はい/いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい/いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ セ ッ ト	はい/いいえ	水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ / 該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい/いいえ	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当： あり/なし	はい/いいえ	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい/いいえ	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり/なし		はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい/いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

			作成年月日： 年 月 日
御中			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
〇〇印刷株式会社			
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。			
工程	実 現	基 準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ/該当なし	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：０６－４３９９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 編集、印刷業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。